

全銀協TIBOR業務規程の新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第4条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるほか、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程にもとづき制定される諸規範・指針等に従うこととする。</p> <p>(1) 日本円TIBOR</p> <p>全銀協TIBORのうち、リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する1週間物、1か月物、3か月物、6か月物および12か月物の5種類のレート(注)に対し、運営機関が各期間毎に最高2社の値および最低2社の値を除外し、単純平均して算出した5種類の平均レート(小数第6位を四捨五入した小数第5位までの数値)をいう。</p> <p>なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に、上記方法により算出する。</p> <p>(注) 午前11時時点の評価対象市場(本邦無担保コール市場)におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。365日ベース、スポットスタート物、<u>1,000分の1%</u>(<u>0.1</u>ベースポイント)刻み。</p> <p>(略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるほか、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程にもとづき制定される諸規範・指針等に従うこととする。</p> <p>(1) 日本円TIBOR</p> <p>全銀協TIBORのうち、リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する1週間物、1か月物、3か月物、6か月物および12か月物の5種類のレート(注)に対し、運営機関が各期間毎に最高2社の値および最低2社の値を除外し、単純平均して算出した5種類の平均レート(小数第6位を四捨五入した小数第5位までの数値)をいう。</p> <p>なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に、上記方法により算出する。</p> <p>(注) 午前11時時点の評価対象市場(本邦無担保コール市場)におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。365日ベース、スポットスタート物、<u>100分の1%</u>(<u>1</u>ベースポイント)刻み。</p> <p>(略)</p>
<p>(リファレンス・バンクによるレート呈示手続き)</p> <p>第14条 リファレンス・バンクは、毎営業日、午後0時20分までに全銀協TIBORの算出に用いられるレートを事務代行会社に呈示するものとし、原則として同時刻以降の修正は行わない。</p> <p>2 前項にかかわらず、リファレンス・バンクは、呈示したレートを午後0時20分以降に修正する必要がある場合には、運営機関と協議のうえ、当日午後0時35分までに<u>運営機関</u>に対し修正を依頼する。</p>	<p>(リファレンス・バンクによるレート呈示手続き)</p> <p>第14条 リファレンス・バンクは、毎営業日、午後0時20分までに全銀協TIBORの算出に用いられるレートを事務代行会社に呈示するものとし、原則として同時刻以降の修正は行わない。</p> <p>2 前項にかかわらず、リファレンス・バンクは、呈示したレートを午後0時20分以降に修正する必要がある場合には、運営機関と協議のうえ、当日午後0時35分までに<u>事務代行会社</u>に対し修正を依頼する。</p>
<p>(運営機関による公表レートの再鑑等)</p> <p>第16条 業務部は、前条により事務代行会社から提示を受けた公表レートを再鑑し、事務代行会社に対し公表許可を行う。</p> <p>なお、事務代行会社に対する公表許可は、業務部の管理職(第47条第2項にもとづき、バックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行するように依頼した場合を除く)が行う。</p> <p>2 業務部は、前項における再鑑時に、呈示レートに誤りがあると疑われる場合には、当該レートを呈示したリファレンス・バンクに対し照会を行う。</p> <p>3 前項による照会の結果、呈示レートに誤りがあることが明らかになった場合には、業務部は、当該リファレンス・バンクに対し呈示レートの修正を指示し、当該リファレンス・バンクは、当日午後0時35分までに<u>運営機関</u>に対し修正を依頼する。</p> <p>4 業務部は、再鑑時等に判明した誤算出の発生状況等を記録し、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。</p> <p>5 業務部は、第1項から第3項までの対応を行うに当たって、リファレンス・バンクのフロント・オフィスから情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。</p>	<p>(運営機関による公表レートの再鑑等)</p> <p>第16条 業務部は、前条により事務代行会社から提示を受けた公表レートを再鑑し、事務代行会社に対し公表許可を行う。</p> <p>なお、事務代行会社に対する公表許可は、業務部の管理職(第47条第2項にもとづき、バックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行するように依頼した場合を除く)が行う。</p> <p>2 業務部は、前項における再鑑時に、呈示レートに誤りがあると疑われる場合には、当該レートを呈示したリファレンス・バンクに対し照会を行う。</p> <p>3 前項による照会の結果、呈示レートに誤りがあることが明らかになった場合には、業務部は、当該リファレンス・バンクに対し呈示レートの修正を指示し、当該リファレンス・バンクは、当日午後0時35分までに<u>事務代行会社</u>に対し修正を依頼する。</p> <p>4 業務部は、再鑑時等に判明した誤算出の発生状況等を記録し、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。</p> <p>5 業務部は、第1項から第3項までの対応を行うに当たって、リファレンス・バンクのフロント・オフィスから情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。</p>

全銀協TIBOR業務規程の新旧対照表

改正案	現行
<p>(公表後のレートの変更)</p> <p>第 18 条 運営機関は、全銀協TIBORの公表後に公表レート等をやむを得ず修正する場合には、その理由、全銀協TIBORを参照する契約への影響の大きさ等を考慮のうえ、運営委員会で検討し、理事会で決定する。</p> <p>2 前項による公表レート等の修正を行った場合には、運営機関は、情報提供会社に対して連絡を行うほか、運営機関として公表を行う。</p>	<p>(公表後のレートの変更)</p> <p>第 18 条 運営機関は、全銀協TIBORの公表後に公表レート等をやむを得ず修正する場合には、その理由、全銀協TIBORを参照する契約への影響の大きさ等を考慮のうえ、運営委員会で検討し、理事会で決定する。</p> <p>2 前項による公表レート等の修正を行った場合には、運営機関は、<u>事務代行会社を通じて</u>情報提供会社に対して連絡を行うほか、運営機関として公表を行う。</p>
<p>【備考】</p> <p>1. 改正規定の実施日</p> <p>(略)</p> <p><u>2026年3月23日の改正規定</u> <u>2026年3月23日</u> <u>(呈示レートの桁数変更、運営機関と事務代行会社の役割分担の変更に伴う改正)</u></p>	<p>【備考】</p> <p>1. 改正規定の実施日</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>
<p>2. 改正年月日および改正条項</p> <p>(略)</p> <p><u>2026年3月23日</u> <u>第4条(1)、第14条2項、第16条3項、第18条2項</u></p>	<p>2. 改正年月日および改正条項</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>

以上